

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

法制審特別部会／基本構想から作業分科会へ

1 議論の情況について

2013年1月29日、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の第19回会議が開かれ、同部会は「基本構想」をとりまとめた。1年半にわたる議論の結果、その「中間とりまとめ」ともいべき「部会長試案」が示されたのは、同月18日の第18回会議であったが、既に報道されたとおり、同試案をめぐっては、有識者らを中心にして（日弁連委員・幹事の意見については改めて言うに及ばないが）、厳しい批判が相次いだところである。そのような経緯を経て、「基本構想」が成案となった。

「基本構想」については、法務省ホームページに掲載されているし、その議論経過についても上記各会議の議事録全文が既に同ウェブサイトにアップされているので、これらを是非ご参照いただきたい。ここでは、まとまるまでの様々な議論経過について、改めて詳しく論じることはしないが、要するに、「基本構想」においては、取調べの録音・録画についての制度化をひとつの軸としつつ、そこで議論された論点は、刑事司法全般に亘り、また、多岐・多様なものになっていて、その方向

性も一義的とは言えない。

証拠開示や身体拘束問題、さらに被疑者国選の新段階について論議されることになったことは評価に値するであろう。しかし、他方で、弁護人立会問題や手続二分論が検討対象から省かれたことは、極めて遺憾なことである。さらに新たな捜査手法（とりわけ、通信傍受など）が積極の方向で議論されることになったことに対しては、十全なる注意を払わなければならない。

このように、「基本構想」自体について、相応の批判は当然に存在する。また、ここに、日本型の刑事司法改革の限界をみてとることもできるようと思われる。ただ同時に、「遅々たる」歩みが一歩ずつ進んでいることも看過すべきではないであろう。

2 可視化に関する構想

ところで、「基本構想」で示された可視化制度の概要は、次のとおりである。

被疑者取調べの録音・録画制度の導入については、以下の2つの制度案を念頭において

具体的な検討を行う。

- 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける（※）。
- 録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする。
- ※ 対象事件については、裁判員制度対象事件の身柄事件を念頭に置いて制度の枠組みに関する具体的な検討を行い、その結果を踏まえ、更に当部会でその範囲の在り方についての検討を加えることとする。

2つ目の構想は、「制度」案としての態をなしていないといわざるをえないし、この2つの案は、到底両立しえないものというべきであろう。もともと、「部会長試案」が対象事件を「裁判員裁判対象事件の身柄事件」に限定する案であったところが、上記のとおり、その範囲について、さらなる検討対象とされたことは、注目しておいてよい。そして、優先的な制度案としては掲げられてはいないものの、参考人取調べの可視化も「部会長試案」では検討対象から除外されていたところ、これも検討することを前提にした案に落ち着くに至った。このことも、特筆すべきことだと思われる。

今後の作業については、予断を許さないが、現実には、1つめの案の「一定の例外事由」が、まずは議論の焦点になっていくのではないかと予測される。捜査機関の「裁量」に委ねず、きっちりとした義務化の枠組みを設定する制度構築は、どのようにして可能となるか、知恵を絞らなければならない。

3 今後の日程など

上記特別部会の第20回会議は、2013年6月14日に午前10時から午後4時30分までが予定されている。それまでの間、2つの作業分科会に分れて、「基本構想」をもとに、様々な論点について、いよいよ法案への要綱化（たたき台作成）作業が行われる。

2つの分科会は、3月から5月（ないし6月）の間に、それぞれ4回の会合（計8回）が設定されているところであり、まず、3月8日は、「被害者・証人への支援・保護、司法妨害への対処」がテーマとされ、ビデオリンク方式の拡張、性犯罪被害者などの捜査段階（あるいは、第1回公判期日前の証人尋問）における供述を録音・録画媒体に記録して主尋問に代用する制度などについて議論された。次いで、3月19日に、「身体拘束の在り方」が議論され、「通信傍受のヒアリング」もなされる。さらに4月以降、被告人の証人適格や証拠開示の議論が続く。

いわゆる可視化問題については、4月25日に議論されることになっているが、5月23日に、さらに論議される可能性もある。「全過程」の法制化に辿り着かなければならぬ。注目すべき議論である。